（医療及び助産）

第五条　法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　医療

イ　災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ　次の範囲内において行うこと。

(1)　診療

(2)　薬剤又は治療材料の支給

(3)　処置、手術その他の治療及び施術

(4)　病院又は診療所への収容

(5)　看護

ニ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二　助産

イ　災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

(1)　分べんの介助

(2)　分べん前及び分べん後の処置

(3)　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ　助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

（被災者の救出）

第六条　法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二　被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三　被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とすること。

三　住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条　法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二　生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とすること。

イ　生　業　費　一件当たり　三万円

ロ　就職支度費　一件当たり　一万五千円

四　生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ　貸与期間　二年以内

ロ　利　子　無利子

五　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条　法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　教科書

ロ　文房具

ハ　通学用品

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　教科書代

(1)　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2)　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　四千百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　四千四百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　四千八百円

四　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ　棺（附属品を含む。）

ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ　骨つぼ及び骨箱